

議員（隅岡 美子）

失礼します。

一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染によりまして自宅療養されてる方、また入院されている方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、医師の皆様、そして医療従事者の皆様、そしてまた町職員の皆様におかれまして、日夜業務に精励されておりますことに、深く敬意を表したいと存じます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

11番 隅岡 美子、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願ひいたします。

次の2点について質問をさせていただきます。

1つ、新型コロナウイルス感染症対策について、2つ、高齢者等相談事業窓口支援の充実について、以上2点でございます。

まず1点目の質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染者が、国内で初めて感染されて2年が過ぎました。本町においても、日々の感染者が多く増加をしております。その間においても、町職員はもちろんのこと、特に課内においては、通常の業務に加え、新型コロナウイルス接種に向けての様々な対応に追われていらっしゃる職員も相当疲弊をしているのが現状であると推察をいたします。

そこで、お尋ねをいたします。

課内に新たに新型コロナウイルスワクチン接種推進課組織新設についての町のお考えをお伺ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の新型コロナウイルスワクチン接種推進課組織新設についての町の答えはのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におけるワクチン接種につきましては、町医師会のご協力の下、1回目、2回目の初回接種は、県内でも速いスピードで進み、現在行っている3回目の追加接種も順調に進んでおります。また、5歳から11歳の子供への接種も3月4日より開始をいたしました。昨年3月にワクチン接種を開始した当初は予約が集中し、コールセンターや保健センターへの問合せが殺到し、日常業務に支障を来すような状況もありましたが、接種が進むにつれ、医療機関での個別接種の予約枠も拡大し、65歳以下の一般の接種が始まった際には、インターネットでの予約システムの導入やコールセンター従事者の尽力もあり、現在は特に大きな混乱はありません。追加接種につきましては、5月までには概ね完了する見込みであり、コールセンターにつきましても4月

以降状況により順次縮小する予定でございます。さらに、本年6月の庁舎移転に伴い、健康福祉課と、現在保健センターにあります健康増進係が同じフロアで業務できることとなり、今後は各係の間で協力できる体制となるため、現時点では新たな組織を設置する必要はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でした。

先ほどの町長のご答弁の中から質問をさせていただきます。

健康福祉課と健康センターとが同じフロアで業務をしていくって、協力体制をしていくとご答弁でございました。質問は、どのような体制づくりになるのでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

6月以降新庁舎になりましたら、健康福祉課、現在のこども支援係と福祉係、それと保健センターにあります保健師が常駐しております健康増進係、3つの係が同じフロアで仕事をするようになります。それぞれの係に保健師もおりますので、電話対応、窓口対応等、協力しながらできるようになるかと思っております。健診等につきましては、現在の保健センター、健康センターの方で引き続きすることになりますけれども、それ以外は同じフロアで同時に業務をしますので、助け合えるところは助け合っていこうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。再々質問でございます。

健診だけが保健センターでして、あとの業務は新庁舎の方でしていくというご答弁でございました。今後、コロナが今6波でございますが、出口が見えておりません。早く収束をしてほしい、願いは持っておりますが、いつ収束するかは分かっておりません。この体制で、じゃあ新型コロナウイルス感染症対策はできるということの理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再々質問にお答えいたします。

コロナの今後の感染の状況につきましては、予測はつきませんけれども、ワクチン接種は現在のところ追加接種は3回目接種のみとなっております。今後、4回目という話が出てくるかも分かりませんが、コールセンターも新庁舎の方に移転しますし、その都度対応できるように対策を整えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々再質問です。

本当に大変ではございますが、また鋭意頑張っていただきたいなど、このように思っております。よろしくお願いいたします。

次、2番目の質問に入ります。

2つ目です。新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染拡大が、今までにない速さで拡大しているように感じております。本町においても、毎日のように感染者が出ている状態でございます。このような中において、今後も自分や家族が感染して自宅療養が必要になった場合は、人との接触を避けるため、基本的には外出はできません。自宅療養に不安を持つコロナ患者も多くいると考えます。

そこでお尋ねをいたします。2点お尋ねをいたします。

1点目、本町におきまして、自宅療養されていらっしゃる方は何人いらっしゃいますか。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の本町において自宅療養されている人は何人いますかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症に分類されており、感染症予防法において、積極的疫学調査や入院措置等の権限行使は都道府県知事が行うこととされております。そのため、陽性者が発生した場合は、医療機関から保健所に発生届が提出され、その内容については、発生件数、年代、性別、職業及び接触歴の有無のみ関係市町へ周知されることとなっております。本町におきましても保健所から患者の詳しい状況について知らされていないため、自宅療養されている方が何人いらっしゃるかは把握しておりません。しかしながら、保育所、幼稚園、学校等においては、クラスターの発生を防止するためにも児童本人だけでなく、家族が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、速やかに所属する施設または町へ連絡をいただくよう周知しており、ほとんどの保護者をご協力いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

自宅療養者が何人いらっしゃるかということに対しまして、私も通常色々活動しておる中で、この間自宅療養になったんですよとか、今日から私は自宅療養、陽性になったんで自宅療養を今現在しておりますとか、そういった声

もよく私は聞くんです。そんなんで、やっぱり自宅療養の把握っていうのは、なかなかこれ難しいんですかね、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、保健所から患者の詳しい状況については知らされておられませんので、数値等は把握できません。本人さん、ご家族の方から申出があった数しか町の方では把握できません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続きまして、2つ目の質問に入ります。

県内において三木町など実施している自治体もありますが、飲食料品の配達支援の実施について、町のお考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の飲食料品の配達支援の実施について、町の考えはのご質問に答弁をさせていただきます。

本町住民が保健所からの指示で自宅療養となった場合、希望者には中讃保健所から自宅療養セットの配布を受けることができます。これは、陽性となった方を対象に、1人につき約10日分の食料品及び衛生用品を県の委託を受けた業者より配送されるもので、濃厚接触者となり、外出制限がある方への配布は対象外となっております。県内では三木町のように、陽性者の同居家族や濃厚接触者も含めた支援として、食料品や日用品等の生活物資の配布を行っている市町もあり、近隣では坂出市、宇多津町、綾川町が実施しております。本町におきましては、現在のところ実施の予定はございませんが、支援の必要な方へは、町社会福祉協議会と協力し、フードバンクを活用した食料提供やそれぞれの状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

先ほどの課長からのご答弁の中から質問をさせていただきます。

この中に、外出制限がある方への配布は対象外となっております。これはやはりちょっとおかしいんじゃないかと思えます。家族はもちろん、濃厚接触者の家族はもちろん、その間に外出もできないし、仕事関係とかそういったことにも大変支障がかかります。そういったことで、外出制限のある方への配布は対象外となっております、そのことはなかなか理解はできないんですけど、その点いかがでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました外出制限のある方の対象外というものにつきましては、県の配布の事業でございます。その対象外の方を支援するために、近隣では坂出、宇多津、綾川が行っている支援もありますが、本町では現在行っておりませんので、それぞれ相談をいただきましたら、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

希望者には自宅療養セットの配布、1人につき10日分の食料品とか衛生用品を配布されるということでございます。今、多度津町で配布を受けられた方についての数の把握っていうのは難しいんでしょうかね。把握はできてるんでしょうかね、いかがでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

保健所の方から自宅療養者の数を把握しておりませんので、どなたがそれを利用されてるかっていう数も把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

私としては、把握をしていないということに非常に先行き不安なというか、理由は分かりますけれども、どうかなって思う気持ちが大いんです。本町もそういった、現在のところここに書いております予定はないですけども、今後どうなるか分かりませんが、こういったことを参考に近隣の市町も実施してるところもありますので、しっかりとその辺を精査していただいて、判断をしていただいて、速やかにそういったこともしていただきたいなど、これは要望をしておきます。よろしく願いいたします。

失礼します。次、大枠の2点目の質問です。

2点目の質問は、高齢者等相談事業窓口支援の充実について質問をさせていただきます。

多度津町高齢者等相談事業実施要綱の中に、実施主体、第2条に、この高齢者等相談事業の実施主体は多度津町とする。ただし、事業の実施に当たっては、町長が定めた社会福祉法人等に委託することができる。利用料、第3条に、利用料は無料とする。相談員、第4条に、相談に当たるものは、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等として、相談の内容や地域の実情に応じて専門家を加えるものとあります。現在、社会福祉協議会において、月1回予約制で、時間は10時30分

から12時まで、弁護士対応の高齢者相談を行っております。このことは、広報にも掲載をされております。また、相談者は、高齢者とそのご家族となっております。それ以外の方は相談ができないというのが現状であります。

そこで、お伺いいたします。4点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、高齢者等相談事業が開始されたのは何時からでしょうか。よろしくお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の高齢者等相談事業が開始されたのは何時からでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきます高齢者等相談事業は、平成16年度から実施しております。当初は民生委員等が対応する相談体制でありましたが、専門家への相談ニーズが多く、平成19年度から予算化して、弁護士による相談を受けることができるように整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。平成16年から実施をしておるということでございます。もうかれこれ10年近くにはなりますけれども、またそして予算化も年24万円ですかね、たしか、24万円今回の予算もされておりますけれども。そういったことでしておりますが、なにぶん10年余り弱たっておりますので、これからも、後の質問にも繋がりますけれども、高齢者等だけでなく、町民皆さん、一般の方もできたらよろしいんじゃないかなど、このように思っております。じゃあ、よろしくお伺いいたします。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

平成28年度からの法律相談件数は何件でしょうか。よろしくお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の平成28年度からの相談件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成28年度、31件、平成29年度、18件、平成30年度、36件、令和元年度、32件、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止をした月がありましたので18件でありましたが、昨年度より成年後見に特化した個別相談会を実施し、合わせて26件の相談がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

それは広報にも載っております。これは、今般配布された3月号の広報でございます。広報の13ページにも、法律相談が載っております。これは、

月1回ということで、予約制で、これは曜日は決まっとんのですかね、木曜日という風に。ご答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

曜日は決まっております。成年後見の方の個別相談会も第3金曜日と決まっております。

議員（隅岡 美子）

曜日は木曜日に決まっておるそうでございます。これで、相談時間は、1人20分と聞いております。自治体によったら30分のところもあります。相談が1人20分ということで、時間も限られておりますので、相談する方から20分では時間が短いとか、そういった要望とかは今までございましたでしょうか。よろしくお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再々質問に答弁させていただきます。

特にそのような報告は、いただいておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

続いて、3つ目の質問に入ります。

3つ目の質問は、弁護士費用についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の弁護士費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

交通費を含め1回2万円の12か月とし、年間24万円で、多度津町社会福祉協議会と委託契約を交わしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

それで、今ちょっと調べましたが、社協で行われております法律相談の弁護士相談ですけれども、これは弁護士の事務所はこちらの方で把握しておりますけれども、ずっとその弁護士と町は契約を結んでる、委託契約を結んでると思いますが、個人的というか、素人なんですけど、同じ、弁護士事務所もたくさんあります、何でその弁護士事務所にずうっとされてるのかなって。そういう質問は、どうかと自分自身も思いますけれども、その弁護士に特化してするというのはどんなんでしょうかね。よろしくお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

弁護士事務所と町との契約ではありませんけれど、社会福祉協議会と契約を  
していただいております。当初、平成16年にこの事業を開始した際に、弁護  
士の方を何人か抱えられている高松市内の事務所を選定したという風に伺っ  
ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

続いて、4つ目の質問に入ります。

法律相談を高齢者とそのご家族に限らず、全町民を対象とするべきだと私は  
提案いたしますが、町のお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたし  
ます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の法律相談の対象者を全町民にするべきだという提案に対しての  
町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご提案のとおり、全町民が身近なところで法律相談を受けることがで  
きる環境にあることに越したことはないと思います。しかし、全町民に対象  
者を広げたことにより、移動手段が少ない高齢者が相談ができない状況にな  
っては、高齢者福祉の本質から外れてしまうことから、高齢者や高齢者に関  
するご家族の相談以外は、日本司法支援センター法テラスや香川県弁護士会  
においても無料で相談できるサポート体制を整えておりますので、そちらを  
ご活用していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

高齢者はこういうことで、なかなか本質から離れてしまう。そして、課長が  
申されましたように、日本司法支援センター法テラスとか香川県弁護士会に  
おいても無料で相談できるということは分かりますけれども、じゃあ法テラ  
スは、この辺の多度津町から一番近いところにはどこにありますか。よろし  
くお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

日本司法支援センターの法テラスの事務所自体は高松市にありますが、そこ  
に電話をかけていただきましたら、契約している丸亀市内の法律事務所と  
か、あと中讃保健福祉事務所でも行っておりますので、そちらにご案内して  
いただけるっていうことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

無料の法律相談っていうのは、先ほども、前にも申しましたかも分かりませんが、まんのう町でも一般町民を対象にしておりますし、三豊市においても一般町民を対象にしておるということを聞いております。なぜ多度津ではそれができないのかと。こういうことは私たち全く知りませんので、こういうことがあるという、法テラスはここへ電話をして、相談をすればいいっていうことも皆さん知りませんので、こういったこともしっかりとPRもしていただきたいし、今後まんのう町、三豊市においても、できてる自治体もあるので、できない訳はないと思うんです。今後、私の要望としては、ぜひ多度津町においても、町民を対象にした無料の法律相談をぜひ実施をしていただきたいと要望をいたします。

以上で、11番 隅岡 美子の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁有難うございました。